

南国市ふるさと寄附協賛事業者募集要領

1 目的

本市にふるさと寄附を行った市外に居住する者（以下「寄附者」という。）に対して、返礼品を送付することにより、本市へのふるさと寄附の推進、本市の特産品の PR 及び販売促進等を図るため、返礼品として商品やサービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）を募集する。

2 事業者が行う業務の内容

（１） 返礼品の発送に係る次の業務

- ・ 返礼品の調達、準備、発送
- ・ 市の準備するお礼状等の同封

（２） 返礼品発送後の問合せ対応に係る次の業務

- ・ 返礼品の内容、発送予定日、配送先の変更等に関する問合せ対応
- ・ 返礼品等に関するクレーム、事故への迅速な対応
- ・ 寄附者の都合による返礼品等の内容変更等に関する対応
- ・ 寄附者（希望者のみ）への発送予定日のお知らせ

3 応募の要件

下記の要件に全て適合すること。ただし、要件に適合しても、市が事業者として適当でないと認めた場合は市は参加を拒否できるものとする。

- （１） 本市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、生産拠点のいずれかがあり、本市内で生産、製造、加工またはサービスの提供（販売・体験を含む。以下同様）を行っている法人、その他の団体または個人事業者（以下「事業者」という。）であること。ただし、本市内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行い、本市を PR していると認められる場合は、市外の事業者も可能とする。
- （２） 市税等の滞納がないこと。
- （３） 製造、加工、採取、栽培、サービスの提供、販売等、それぞれの事業に関する法令を遵守していること。
- （４） 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等、これに関わりを持つ者でないこと。
- （５） 事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、苦情内容等について市へ報告するとともに、返礼品の品質等に係る保証やクレーム対応を事業者が寄附者と直接やり取りし、解決することに同意できる事業者であること。

- (6) 本市は、返礼品の発注及び発送管理に関する業務について、民間事業者（以下「ふるさと寄附業務委託事業者」という。）へ委託している。そのため、返礼品等の提供に関する業務及び契約の締結を、ふるさと寄附業務委託事業者と直接行うことに同意できる事業者であること。

4 返礼品の要件

下記の要件に全て適合する特産品であること。ただし、全ての要件に適合していなくても、市長が特に認めたものについては、この限りではない。

- (1) 本市の魅力を伝えられ、本市の PR 等につながるものであること。
- (2) 平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条の規定を逸脱しないものであること。
- (3) 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法等、関係法規を遵守しているものであること。
- (4) 一般的な輸送に耐え得るものであること。
- (5) その他ふるさと寄附制度の趣旨に沿ったものであること。

5 募集期間

随時募集する。

6 申込方法

次の書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて南国市役所財政課まで提出すること。

(1) 提出書類

- ・南国市ふるさと寄附協賛参加申込書
- ・誓約書

(2) 添付書類

- ・納税証明書（写し可）

ア 国税 個人事業者＝証明書の様式その 3 の 2

法人事業者＝証明書の様式その 3 の 3

イ 県税 滞納なし又は未納の税額がないことの証明書

ウ 市税 滞納なし又は未納の税額がないことの証明書

（申請の日から 1 ヶ月以内に発行されている納期限の到来した税について滞納がない旨の証明書）

- ・暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

7 事業者情報変更等

事業者は、事業者登録決定後に、登録した事業者情報を変更する場合は、「南国市ふる

さと寄附協賛変更申込書」にて速やかに市へ報告すること。

8 事業者および返礼品の登録取消

- (1) 市は、登録された事業者が次のいずれかに該当した場合、当該事案を審査する。
審査の結果、継続が認められないとの判断に至った際は、当該事業者に対し、登録の取り消しを行う。

ア 本要領3および4に定める要件に適合しなくなったと認める場合

イ 提出書類に虚偽があった場合

ウ 市に損害を及ぼす行為があった場合

- (2) (1)の規定にかかわらず、事業者が倒産した場合は、市は通告なしに登録の取消しができるものとする。

9 個人情報の保護

事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、南州市個人情報保護条例、その他関係法令を遵守すること。

寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用してはならない。ただし、パンフレット等の同封により、ふるさと寄附を介さずに、改めて寄附者から事業者へ商品の申込みがされた等により入手された個人情報は対象外とする。

10 その他の留意事項

- (1) 事業者は、返礼品を新たに追加する場合、返礼品の変更等をする場合、又は販売を中止する場合は、1カ月前までに市へ報告するものとする。
- (2) 事業者は、返礼品に関して発送の遅延や事故が発生した場合は、速やかに市及び寄附者へ報告するものとする。
- (3) 事業者の瑕疵により返礼品の不備や誤配送があった場合は、再送等にかかる費用は事業者が負担するものとする。
- (4) 事業者は、返礼品の発注を受け付けた後になんらかの事由により返礼品の確保ができなくなった場合の対応については、市は一切責任を負わない。
- (5) 事業者は、事業の実施に係る権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (6) 事業者は返礼品発送時に、社会通念上妥当と認められる範囲において自社のサービスのパンフレット等を同封することができる。
- (7) 食品を返礼品として提供する事業者は食品返礼品の産地名を適正に表示するとともに、地場産品基準や食品表示法において順守すべき事項の記載された書類を整備、保存しなければならない。また、地場産品基準や食品表示法の違反が疑われる場合、市職員が当該食品返礼品協力事業者に対し、実地調査を行う。その場

合、当該事業者は市の調査、確認に応じる義務がある。

- (8) 事業者が食品返礼品の産地名の不適切な表示等を行った場合には、取引の中止を行うとともに、契約不履行による違約金及び損害賠償を請求することができるものとする。

1 1 申込み・問合せ先

〒783-8501 南国市大埴甲 2301 南国市役所財政課

Tel:088-880-6552 / Fax:088-880-6593

E-mail: n-furusato@city.nankoku.lg.jp